



特定社債保証制度

SDGsに貢献する取り組みを行う中小企業者について、円滑な事業資金の調達支援を通じ、持続可能な社会の実現に向けた取り組みの普及促進を図ります。

これからSDGsに
取り組む方も
対象です！

通常の特定期債より
0.1%保証料が割引！

寄付型・貢献型
どちらにも対応！

SDGsの達成に向けて地域課題解決に
取り組む中小企業者を応援します！



お問い合わせ・ご相談は金融機関もしくは三重県信用保証協会まで

本店

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL 059-229-6014
FAX 059-229-6344

四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル5階
TEL 059-353-9161
FAX 059-354-2046



三重県信用保証協会



SDGs特定社債保証制度の概要

対 象 者

- 以下の基準（１）～（３）について、①の要件を満たす中小企業者で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤いずれか満たすことを要す。
- SDGsに貢献する取り組みを行っている、または行おうとしている中小企業者。

	基準（１）	基準（２）	基準（３）
①純資産額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上
②自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
③純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上
④使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上
⑤インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上

※各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。

資 金 使 途	事業資金 ※中小企業者の事業経営上利益とならない金融機関の旧債決済資金は除く。
保 証 限 度 額	4億5,000万円 ※経営安定関連保証及び機器関連保証を除く、普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とする。
融 資 期 間	7年以内
返 済 方 法	定時償還または期限一括償還
保 証 料	年率0.35%～1.80%
担 保	保証協会の定めるところによる。
取 扱 期 間	令和4年10月1日から令和9年3月31日申込受付分まで
添 付 書 類	特定社債保証資格要件申告書 SDGs特定社債保証資格要件申告書

保 証 料 率 表

通常の特定社債保証制度から**0.1%割引**になります！

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通常の特定社債	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
SDGs特定社債	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35